

D179

195

様式44

令和 5年 7月 6日

三重県知事

一見 勝之 様

医療法人の住所 伊勢市一志町7番1号

医療法人の名称 医療法人 西井耳鼻咽喉科

理事長名 西井 龍雄

電話 0596 (24) 3387



決 算 届

令和 4年 5月 1日から令和 5年 4月 30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年5月1日 至 令和 5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人西井耳鼻咽喉科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 〒516-0075 三重県伊勢市一志町7番1号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 28日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 15日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	西井耳鼻咽喉科	三重県伊勢市一志町7番1号	3床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 6月 25日 令和 3年度決算の承認・決定

令和 5年 4月 1日 令和 5年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 西井耳鼻咽喉科

所在地 伊勢市一志町7番1号

※医療法人整理番号 D179

財 産 目 録
(令和 5年 4月30日現在)

1. 資	産	額	201,934 千円
2. 負	債	額	15,458 千円
3. 純	資	産 額	186,476 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	117,969
B 固 定 資 産	83,965
C 資 産 合 計 (A + B)	201,934
D 負 債 合 計	15,458
E 純 資 産 (C - D)	186,476

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 西井耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0179

所在地 伊勢市一志町7番1号

貸借対照表

(令和 5年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	117,969	I 流動負債	14,142
II 固定資産	83,965	II 固定負債	1,315
1 有形固定資産	50,514	負債合計	15,458
2 無形固定資産	74	純資産の部	
3 その他の資産	33,375	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	176,476
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	186,476
資産合計	201,934	負債・純資産合計	201,934

法人名 医療法人 西井耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0129

所在地 伊勢市一志町7番1号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	157,404
2 事業費用	125,893
本来業務事業利益	31,511
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	31,511
II 事業外収益	16,687
III 事業外費用	0
経常利益	48,198
IV 特別利益	37
V 特別損失	0
税引前当期純利益	48,235
法人税等	10,932
当期純利益	37,302

監事監査報告書

医療法人西井耳鼻咽喉科
理事長 西井龍雄 殿

私は、医療法人西井耳鼻咽喉科の令和 4年度会計年度（令和 4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月 20日

医療法人 西井耳鼻咽喉科

監事 黒柳 ゆかり

